

役員報酬規程

社会福祉法人
実寿穂会

平成29年4月1日

社会福祉法人実寿穂会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人実寿穂会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

長崎県内	10,000 円
その他	18,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

長崎県内	10,000 円
その他	18,000 円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

- 1 この規則は、平成19年 7月28日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年12月 6日一部改正する。
- 3 この規則は、平成29年 4月 1日一部改正する。